

大阪南労働基準監督署発表
令和7年3月21日（金）

大阪南労働基準監督署
電話 06-7688-5580

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（構造規格を具備しないエレベーターを使用した疑い）

令和7年3月21日、大阪南労働基準監督署（署長 ^{いぢちやすし}伊地知康）は、江崎運送株式会社ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

- （1）江崎運送株式会社（以下、「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府大阪市東住吉区
事業内容 道路貨物運送業
- （2）同社社員A（以下、「被疑者A」という。）

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第20条第1号
労働安全衛生規則第27条
エレベーター構造規格第16条第1項第2号
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、大阪市平野区内に所在する被疑会社営業所の責任者であるが、令和6年8月15日、被疑者Aは、同営業所において、労働者Bに厚生労働大臣が定めるエレベーター構造規格に掲げる昇降路の構造を具備しないエレベーターを使用させたものである。

4 その他

適用法条文は別紙のとおり。

労働安全衛生法

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 略

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条(中略)の規定に違反した者

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第27条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

労働安全衛生法施行令

第13条第3項 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

- 一～十六 略
- 十七 積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーター
- 十八～三十四 略

エレベーター構造規格

第16条 工事用エレベーターであって、搬器として長さ三メートル以上の荷台を使用し、定格速度が〇・一七メートル毎秒以下のもの(以下「ロングスパン工事用エレベーター」という。)以外のエレベーターには、次に定めるところにより、昇降路を設けなければならない。

- 一 出入口(非常口を含む。次号において同じ。)の部分及び人が近づくおそれのない部分を除き、壁又は囲いが設けられていること。
- 二 出入口に戸が設けられていること。
- 三～五 略